

# 新課程(平成31年度～)適用チェック表 (2022.4.1更新)

現在の  
在籍

学部	入学時期	適用状況	条件	適用結果	
学部	2019年度以降に入学	新課程適用 必要単位数増加 (※1参照)		新課程適用	
	2018年度以前に入学	旧課程適用	学部卒業までに一種免許状にかかる科目を修得し終える (卒業までの間に留年・休学・転学部・転学科する場合も含む)	旧課程適用	
	2018年度以前に入学	旧課程適用	学部卒業後(大学院進学後・学士入学後・他大学再入学後)は「教育職員免許法施行規則第6.6条の6」(※2参照)に定められた科目を修得する、または介護等体験を行うのみである	旧課程適用	
		新課程適用 必要単位数増加 (※1参照)	学部卒業後(大学院進学後・学士入学後・他大学再入学後)、上記以外の教職科目を修得する	新課程適用	
修士	2019年度以降に入学	新課程適用 必要単位数増加 (※1参照)		新課程適用	
	2018年度以前に入学	旧課程適用	2018年度以前から、本学にて、同一学科(課程)かつ同一の教科の課程で継続して(★)一種免許状にかかる科目を履修中	修了後、退学後も引き続き一種免許状にかかる科目を修得する → 修了後、間をあげず本学の博士課程に進学する → 博士の項目へ → 修了後「教育職員免許法施行規則第6.6条の6」に定められた科目を修得する、または介護等体験を行うのみである → 旧課程適用	
		旧課程適用	一種免許状にかかる科目の一部を修得済みかつ一種免許状と同一教科の専修免許状にかかる科目を所属専攻において履修する(※当該専修免許状にかかる科目が、所属専攻以外の科目の場合は、2018年度以前から、継続して(★)履修中)	修了後、退学後も引き続き一種免許状及び専修免許状にかかる科目を修得する → 修了後、間をあげず本学の博士課程に進学する → 博士の項目へ → 修了後「教育職員免許法施行規則第6.6条の6」に定められた科目を修得する、または介護等体験を行うのみである → 旧課程適用	
		新課程適用 必要単位数増加 (※1参照)	一種免許状と同一教科の専修免許状にかかる科目を履修中(または一種免許状を取得済み)かつ一種免許状と同一教科の専修免許状にかかる科目を修士課程において履修する	修了後、退学後も引き続き修得する → 修了後、間をあげず本学の博士課程に進学する → 博士の項目へ → 修了後「教育職員免許法施行規則第6.6条の6」に定められた科目を修得する、または介護等体験を行うのみである → 旧課程適用	
	2018年度以前に入学または進学	旧課程適用	一種免許状にかかる科目の全部を修得済み(または一種免許状を取得済み)かつ一種免許状と同一教科の専修免許状にかかる科目を履修中	修了後、退学後も引き続き修得する → 修了後、間をあげず本学の博士課程に進学する → 博士の項目へ → 修了後「教育職員免許法施行規則第6.6条の6」に定められた科目を修得する、または介護等体験を行うのみである → 旧課程適用	
		新課程適用 必要単位数増加 (※1参照)	一種免許状と同一教科の専修免許状にかかる科目を履修中	修了後、退学後も引き続き修得する → 修了後、間をあげず本学の博士課程に進学する → 博士の項目へ → 修了後「教育職員免許法施行規則第6.6条の6」に定められた科目を修得する、または介護等体験を行うのみである → 旧課程適用	
		旧課程適用	一種免許状と同一教科の専修免許状にかかる科目を履修中	修了後、退学後も引き続き修得する → 修了後、間をあげず本学の博士課程に進学する → 博士の項目へ → 修了後「教育職員免許法施行規則第6.6条の6」に定められた科目を修得する、または介護等体験を行うのみである → 旧課程適用	
	博士	2019年度以降に入学	新課程適用 必要単位数増加 (※1参照)		新課程適用
		2019年度以降に進学	旧課程適用	2018年度以前から、本学にて、同一学科(課程)かつ同一の教科の課程で継続して(★)一種免許状にかかる科目を履修中	修了後「教育職員免許法施行規則第6.6条の6」に定められた科目を修得する、または介護等体験を行うのみである → 旧課程適用 → 修了後に、上記以外の教職科目を修得する → 新課程適用 必要単位数増加 (※1参照)
2018年度以前に入学または進学		旧課程適用	一種免許状にかかる科目の一部を修得済みかつ2018年度以前から、本学にて、継続して(★)一種免許状と同一教科の専修免許状にかかる科目を履修中	修了後、退学後も引き続き教職科目を修得する → 修了後、退学後に「教育職員免許法施行規則第6.6条の6」に定められた科目を修得する、または介護等体験を行うのみである → 旧課程適用 → 修了後、退学後に、上記以外の教職科目を修得する → 新課程適用 必要単位数増加 (※1参照)	
		旧課程適用	一種免許状と同一教科の専修免許状にかかる科目を履修中(または一種免許状を取得済み)かつ2018年度以前から、本学にて、継続して(★)一種免許状と同一教科の専修免許状にかかる科目を履修中	修了後、退学後も引き続き教職科目を修得する → 修了後、退学後に「教育職員免許法施行規則第6.6条の6」に定められた科目を修得する、または介護等体験を行うのみである → 旧課程適用 → 修了後、退学後に、上記以外の教職科目を修得する → 新課程適用 必要単位数増加 (※1参照)	
		新課程適用 必要単位数増加 (※1参照)	一種免許状と同一教科の専修免許状にかかる科目を履修中	修了後、退学後も引き続き修得する → 修了後、退学後に「教育職員免許法施行規則第6.6条の6」に定められた科目を修得する、または介護等体験を行うのみである → 旧課程適用 → 修了後に、上記以外の教職科目を修得する → 新課程適用 必要単位数増加 (※1参照)	

※1 **新課程適用者**は、「各教科の指導法」の必要単位数が中学校一種8単位、高校一種4単位となり、さらに新設の授業科目「特別支援教育総論」(1単位)及び「総合的な学習の時間の指導法」(1単位)の修得が必要となります。  
 なお、2018年度以前に修得済みの「各教科の指導法」の単位数は、新課程における「各教科の指導法」の必要単位数に含めることができます。  
 ※2 「教育職員免許法施行規則第6.6条の6」に定められた科目とは、「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」の4科目(それぞれ2単位)のことです。

★「継続して」とは、教育免許状取得のための科目を1つも履修していない期間が1年未満であることを指す。1年以上の空白があると、継続していないとみなされ、新課程適用となる。